

# 令和5年第6回定例教育委員会

令和5年6月12日(月)  
午後1時00分  
宮代町役場202会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 あいさつ

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

令和5年6月宮代町議会定例会関係

ア 令和5年度一般会計補正予算(第1号)について . . . . . P 1

イ 一般質問の概要について . . . . . P 2

### (2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について . . . . . P 6

イ 7月の事業予定について . . . . . P 7

### (3) 生涯学習関係

ア 7月の事業予定について . . . . . P 8

## 5 審議案件

議案第24号 宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱について . . . P10

## 6 その他

## 7 次回教育委員会について

## 8 閉会宣言

教育長

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

令和5年6月宮代町議会定例会関係

#### ア 令和5年度一般会計補正予算(第1号)について

教育関係補正予算の概要

##### ■歳出

(単位：千円)

事業名	補正予算額	内 容
I C T 教育推進事業	88,835	国庫補助金を活用した校務支援システムの更新
合 計	88,835	

## イ 一般質問の概要について

### **通告1号** 西村 茂久 議員

#### 5. 子育て対策について

少子化問題はこれまでも国、自治体をあげて取り組んできた。しかし、制度としての抜本的な対策でなく、諸般の事情による現金の一時的なバラマキは、子育て対策の根本的な解決策とならないことは明白である。こどもを産み育てる前の背景にある課題解決が必要であるが、これはひとえに国の問題である。こうした中、町は子育て対策に関係各課をあげて微に入り細にわたり取り組んで来ていることは承知の上で以下、質問致します。

③ 子育て世帯が悩むのは経費の負担感。令和3年の文部科学省「学習費総額調査」(サンプル抽出)を町はどう受けとめているか。

④ 埼玉県下の給食費完全無償化実施自治体(令和5年度から実施している1市2町を含め)は1市6町1村となっている。町の考えは。

### **通告3号** 山下 秋夫 議員

#### 3. 学校給食費の無償化を進めるべきでは

今日、子供の減少が社会問題として取り上げられています。宮代町でも同様に子供の人口が減少しています。原因は様々ありますが、一番の原因は、子育て世代の収入が伸びないことに尽きるのではないのでしょうか。今日、夫婦2人で働くことが当たり前の時代になっています。子育てに余裕がありません。小・中学校の給食を実施する全国約1600市区町村の3割が、2022年度に給食費を無償化しました。無償化した市町村の多い順では、北海道51、埼玉県27、福島県23、大阪府19、山梨県と奈良県18、群馬県17などとなっています。また、国においても2023年3月29日に学校給食法改正案が衆議院に提出され、少子化対策のたたき台として給食の無償化がもりこまれています。

宮代町も、国からの補助により軽減する施策を行いました。数回の施策では限度があるのではないのでしょうか。町は子育て応援の制度として無償化にするべきです。または、当面学校給食費を軽減するべきです。お答えください。

### **通告4号** 深井 義秋 議員

#### 2. 教育支援センターの利用状況は

様々な事情で学校に通えない児童、生徒の学びの場の一つとして教育的な視点、配慮に重点を置きな

がら運営し取り組んでいるが、次の3点について伺う。

- ①登校の児童生徒のために学習方法はどのように行っているのか。
- ②いじめが発生した場合の保護者への対応はどうするのか。その対処方法は。
- ③不登校児童生徒を一般の学校に通学しようとするにはどのように保護者に対し、説明するのか。

## **通告6号** 田島 正徳 議員

### 1. 今後の宮代町のイベント・行事について

5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の5類に移行されました。マスク着用も個人の判断に既に委ねられています。従来のイベント・行事の開催について以下の点について伺います。

- ②学校での様々な行事については、どのような開催基準になっているのか。
- ③楽しみにしている方も多い町民文化祭・スポーツフェスティバル等について、令和5年度の開催はどのように考えているのか。

### 3. 今後の宮代町の課題について

地方自治体において様々な格差が出てきています。宮代町として住民が住みやすい町を維持するためには様々な課題があると思われれます。以下の点について伺います。

- ③入学児童数の偏りでの教室不足を、どのように考えて今後解決策を進めていくのか。

## **通告7号** 土淵 保美 議員

### 1. ロードレースについて

長期間の間、新型コロナウイルス感染症により、様々な分野で悪影響を及ぼしてきました。スポーツや文化に対するものもその一環と捉えています。ようやく新型コロナウイルス感染症の勢いも鳴りを潜め各地で様々なイベントが開催されるまでになりました。このことにより直接対話によるコミュニケーションが図れるようになり今後は、コロナ禍以前のような状況が戻ることを期待しています。私の公約であります「宮代町でのロードレース復活」を一般質問として伺います。

- ①宮代町を除く近隣市町では、多くの自治体が特色を生かしたロードレースを行っております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響により近年は中止せざる負えない自治体も多数あると伺っておりますが、これまでの近隣市町のロードレースの状況について伺います。
- ②そのロードレースの主催者並びに後援者は、どこの団体が行っているのか伺います。
- ③宮代町として今後ロードレース開催の意思があるのか伺います。

### 3. 熱中症対策

気候変動の影響により、熱中症死者数は増加の傾向が続いている。今後起こりえる極端な高温も見据え、熱中症の発生の予防を強化するための取組が必要と考える。そこで質問する。

- ③学校における子どもの熱中症を防ぐ取組について伺う。また、通学時の熱中症対策も必要と考えるが、その取り組みについても伺う。

### 1. 社会全体の問題としていじめ対策の推進を

毎年増え続けているいじめを社会全体の問題として捉え、令和 5 年度から文部科学省による学校におけるアプローチと、こども家庭庁などが連携する学校外からのアプローチを行い適切な対応を推進していくことになりました。当町においても先進的な取組を積極的に取り入れ、いじめ対策を推進していく必要があると思います。そこで以下の質問をいたします。

- ①今年度「宮代町いじめ基本方針」の改正、「宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例」が制定されました。各学校においての当町の実情に沿った具体的な見直し及び新たな取組について伺います。
- ②いじめを把握するための学校生活アンケートや子どもたちが SOS を出しやすい工夫はどのようにされているか伺います。
- ③いじめが把握された後、現場ではどのような対応（被害児童生徒、加害児童生徒、保護者へ）をされているのか伺います。
- ④いじめ予防として、学校で教員及びクラスで一緒に取組んでいることについて伺います。

### 2. 不登校児童生徒の学習状況の把握及び評価は

当町の令和 4 年度長期欠席の児童生徒数（病気、不登校などで 30 日以上欠席）は小学校 31 名、中学校 46 名でした。その内不登校児童生徒数は小学校 15 名、中学校 29 名でした。そこで以下の質問をいたします。

- ①不登校児童生徒の通知表における、出席数や学習の評価の記載はどのようにになっているのか伺います。
- ②オンラインで授業に参加した場合の記載はどうなっているのか伺います。
- ③不登校及び長期欠席児童生徒のタブレットの活用状況を伺います。

## **通告 11号** 小河原 正 議員

### 2. 教育長の教育方針

教育関係は多くの課題がある。小中学校の再編整備、部活の地域移行、教員の勤務状況、自転車に乗る際のヘルメットの指導、いじめの対応、学校給食無料化等についての対応を伺います。

## **通告 13号** 丸山 妙子 議員

### 1. 当町の教育は多様性に対応できる柔軟な学校づくりになっているか

(1) インクルーシブ教育について伺う。国連から、障害者権利条約に基き、日本政府に対して障害児を分離した特別支援教育の中止などを求める勧告が出された。国連が掲げている、障がい児と健常児が共に学ぶ「インクルーシブ教育」は、欧米では浸透しているが、日本では十分進んでいない。国連からは、分け隔てなく健常者と同じ学校に通えるように、と指摘されている。教育長の考えは。

(2) 校則、学生証の内容を教育委員会は確認し把握しているのか。内容は適切か、改善は。

(3) 制服の選択制は進展したのか。申告制から選択制になったのか。現状は。

(4) 水泳授業におけるジェンダーレス水着・ゴーグル・ラッシュガードの着用について、また着替え場所はどのようにしているのか。

(5) 男女別トイレの使用に違和感のある児童生徒の対応は。

(6) 柔軟な学校づくり・人づくりには、現場の教職員に心のゆとりが必要と考える。その指導監督にある教育委員会勤務の指導主事は、心にゆとりを持った働き方について、自ら努力、実践しているだろうか。いずれ現場の学校で管理職の立場となる。教育委員会勤務中にしっかり身につけて現場に繋げてほしいと願う。いかがか。

### 2. ヘルメットに補助制度の考えは

本年4月から自転車にヘルメットが努力義務となった。品薄のこともあり、なかなか着装が進まないところである。

(2) 中学生の通学用ヘルメットは導入時から変わらないようだ。普段でも被れる新しいタイプに変更を考え、補助制度の対象にしては、いかがか。10年ほど前から坂戸市など、通気性の良いヘルメットを着用しているが、町の考えは。

## (2) 学校教育関係

ア 7月の行事予定について（各小中学校）

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前  
小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(土)		修学旅行(6/30~7/2)(須)
2日(日)		
3日(月)		振替休業日(3年)(~4日)(須)
4日(火)	社会科見学(4年)(東)	授業公開日(1組)(百)
5日(水)		第1回進路学習会(百) 保護者会(3年)(百)
6日(木)		宮代特別支援学校交流会(前) 授業公開日(2組)(百)
7日(金)		
8日(土)		土曜授業・授業参観・保護者会(須) 土曜公開・携帯教室・保護者会(前)
9日(日)		
10日(月)	一斉下校(東)	保護者会(1・2年)(百) 授業公開日(3組)(百) スマホ・携帯安全教室(百)
11日(火)		授業公開日(4組・特別支援学級)(百)
12日(水)	林間学校(5年)(~14日)(東)	
13日(木)		
14日(金)	給食終了(小) 大掃除(須・百) ふれあいデー(東)	給食終了(中)
15日(土)		
16日(日)		
17日(月)	海の日	海の日
18日(火)		
19日(水)	大掃除(東・笠)	大掃除(須・百・前) 第1回学校保健委員会(百)
20日(木)	第1学期終業式 一斉下校(須・百・笠) 自然体験学習(5年)(~21日)(百)	第1学期終業式 第1回学校保健委員会(前)
21日(金)	夏季休業日(~8/31) ふれあいデー(須・百・笠)	夏季休業日(~8/31) ふれあいデー(須・百・前)

	着衣水泳（3・4年）（東） 個人面談（～22日、26日～27日）（笠）	夏休み学習会（～24日）（須） 三者面談（1～3年）（～8／31） （須）（前） サマースクール（～24日、27日） （百）
22日（土）		学総県大会（陸上）（～23日）（中）
23日（日）		
24日（月）	着衣水泳（1・6年）（東） 小中合同研修会（百）	小中合同研修会（前）
25日（火）	着衣水泳（2・5年）（東）	
26日（水）		
27日（木）	百間中サマースクールへ（教員）（東）	
28日（金）	小中合同研修会（須）	小中合同研修会（須）
29日（土）		
30日（日）		
31日（月）	教職員健康診断	教職員健康診断

イ 7月の事業予定について（教育委員会）

日付	内 容	場 所
1日（土）	宮代江戸の日	各家庭
5日（水）	社会科副読本編集委員会	役場 204 会議室
7日（金）	支援担当訪問	百間中
18日（火）	教科書採択協議会	進修館大ホール
27日（木）	初任者施設体験研修	郷土資料館



### (3) 生涯学習関係

#### ア 7月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
2日（日） 9時～16時	<b>新みやしろ郷土かるた大会</b> ■かるたを通して宮代町の歴史・文化・魅力を楽しみながら学び、郷土愛を深めることを目的とする。 ●対象：小学校1～6年生 ●エントリーチーム数：41チーム（123名）	進修館 大ホール
22日（土） 14時～16時	<b>大人のスポーツフィールド</b> ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。 ●内容：ヘルスパレーボール ●対象：町内在住・在勤・在学の18歳以上	ぐるる宮代 サブアリーナ
15日（土） ～10月22日（日）  期間中の休館日 7月/18・24・31 8月/7・14・15・21・28 9月/4・11・19・25～29 10月/10・17	<b>企画展 「収蔵品で語る宮代の民俗4人の一生 ～ゆりかごから墓場まで～」</b> ■私たちが生まれてから亡くなるまでの間に経験する多くの人生儀礼については、昭和30～40年代の高度経済成長期に大きく変化しています。今回の展示では、大きく変化をした昭和30～40年代以前の人生儀礼に注目し、収蔵品を中心に資料紹介を行う企画展を開催します。かつて、出産や葬儀などが自宅で行われるのが一般的であった時代、どんな風景がそこにあったのか、紹介していきます。	郷土資料館
23日（日）・ 8月26日（土） ・1日目 9時30分 ～12時 ・2日目 10時 ～15時	<b>土器づくり教室</b> ■縄文時代の土器を作る体験講座です。土器を成型してから約1か月間乾燥させ、野焼きで焼成します。 ●対象：小中学生 16名 ●費用：600円 ●申込方法：事前申込制・多い場合は抽選	郷土資料館
25日（火） ～8月9日（水） 10時～12時	<b>夏休み体験学習教室「郷土資料館へ行こう！」</b> ■小中学生を対象とした、昔の暮らしや技術を体験する講座です。 ●内容： ①縄文ペンダントづくり 日時：7月25日（火）、8月8日（火） ②まがたまづくり 日時：7月26日（水）、8月9日（水）	郷土資料館

	<p>③和とじノートづくり 日時：8月1日（火）、8月3日（木）</p> <p>④組ひもブレスレットづくり 日時：8月2日（水）、8月4日（金）</p> <p>●対象：小中学生 各回16名</p> <p>●費用：各回200円</p> <p>●申込方法：事前申込制・抽選</p>	
--	--	--

議案第24号

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱することについて議決を求める。

令和5年6月12日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員に委嘱したいので、宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例第4条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和6年3月31日までとする。

宮代町いじめ不登校対策連絡会議委員名簿

任期 令和5年4月1日～令和6年3月31日

	氏名	区分
1	金野 泰久	(1) 学校管理職 (須賀小学校校長)
2	塚越 健一	(1) 学校管理職 (百間小学校校長)
3	高野 桂子	(1) 学校管理職 (東小学校校長)
4	山口 隆夫	(1) 学校管理職 (笠原小学校校長)
5	谷 義明	(1) 学校管理職 (須賀中学校校長)
6	栗原 利夫	(1) 学校管理職 (百間中学校校長)
7	長井 勝利	(1) 学校管理職 (前原中学校校長)
8	湯本 陽介	(2) 学校職員 (須賀小学校教諭)
9	西野 隼太	(2) 学校職員 (百間小学校教諭)
10	鈴木 美咲	(2) 学校職員 (東小学校教諭)
11	吉田 圭佑	(2) 学校職員 (笠原小学校教諭)
12	荻根澤 卓郎	(2) 学校職員 (須賀中学校教諭)
13	吉村 英治	(2) 学校職員 (百間中学校教諭)
14	染谷 晟羅	(2) 学校職員 (前原中学校教諭)
15	阿部 泰次郎	(3) 学校配置相談員 (須賀中さわやか相談員)
16	増田 雅行	(3) 学校配置相談員 (百間中さわやか相談員)
17	木元 宏至	(3) 学校配置相談員 (前原中さわやか相談員)
18	瀬田 浩	(4) 宮代町教育支援センター職員 (センター長)
19	野本 久夫	(5) 警察関係者 (杉戸警察署生活安全課生活安全総務係長)
20	野原 弘子	(6) 児童福祉関係者 (宮代町民生委員・児童委員協議会主任児童委員)
21	田口 孝雄	(7) 人権擁護委員
22	金子 哲也	(8) 宮代町PTA連絡協議会を代表する者 (笠原小学校PTA会長)
23	横内 宏巳	(9) 宮代町職員 (子育て支援課長)
24	野口 延寿	(9) 宮代町職員 (人権推進室長)
25	上田 悟	(10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (SSW)

【参考】宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例（抜粋）

令和5年3月28日 条例第1号

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
- （2）学校職員
- （3）学校配置相談員
- （4）宮代町教育支援センター職員
- （5）警察関係者
- （6）児童福祉関係者
- （7）人権擁護委員
- （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
- （9）宮代町職員
- （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

《以下、省略》